

地域保健福祉課

地域保健福祉課業務概要

地域保健福祉課は、生涯にわたる健康づくりと福祉の充実を目指し、関係機関と連携を図りながら次の事業を重点として取り組んだ。

1. 保健師関係指導事業

- (1) 管内の保健師・看護管理者を対象に研修会を開催し、看護職の資質の向上を図った。
- (2) 高校生を対象に看護師進学ガイダンスを管内の高校で実施し、看護師の確保対策に取り組んだ。

2. 母子保健事業

- (1) 思春期相談や在宅障害児等の支援事業を行い、保健・医療・福祉・学校保健との連携強化を図った。
- (2) 母子保健推進協議会では、特定妊婦の支援と関係機関の連携について協議し、支援体制の強化を図った。

3. 成人・老人保健事業

「介護保険施設等指導要領」に基づく介護老人保健施設の実地指導を行った。

4. 一人ひとりに応じた健康支援事業

健康教育を実施し、生涯を通じて一人ひとりが、年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援を行った。

5. 自殺予防対策推進事業

- (1) 「安房地域心の健康のつどい」において講演会を開催し、自殺予防対策の普及啓発を図った。
- (2) ゲートキーパー研修を開催し、自殺予防対策の人材育成に取り組んだ。

6. 地域・職域連携推進事業

「健康ちば21（第2次）」を推進するために管内の地域保健と職域保健が連携し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に、「安房保健所地域・職域連携推進協議会」を開催し、地域の健康問題を共通認識し、情報交換を行い、健康課題であるメンタルヘルス及び喫煙防止の各対策に取り組んだ。

7. 栄養改善事業

- (1) 住民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、管内各団体との連携を密にしながら「健康ちば21（第2次）」の推進にあたり、市町健康づくり・栄養改善業務体制の充実を図った。
- (2) 「健康ちば21（第2次）」の重点施策の一つである「健康ちば協力店」の登録促進と県民の健康づくりを応援するため、「健康ちば協力店」から健康・栄養情報の提供ができるように登録後の指導や支援を行い食環境の整備に努めた。
- (3) 給食施設104施設に対して、よりよい給食が提供されるよう栄養管理及び衛生管理を重点に巡回指導や給食施設管理者・従事者等への研修会を実施し、給食施設全体の資質の向上を図った。また、給食施設における栄養管理業務が円滑に進められるように給食施設からの求めに応じた支援及び指導を実施し、栄養管理業務の充実に努めた。

8. 歯科保健事業

難病患者及びその家族を対象に、歯周病及び歯口清掃方法等に関する研修会を開催し、口腔機能の向上に取り組んだ。

9. 精神保健福祉事業

- (1) 市町・精神科医療機関・障害福祉サービス事業所・家族会等関係機関との連携を密にし、「心の健康のつどい」を開催し、地域住民に心の健康づくりの正しい知識の啓発普及を図った。
- (2) 通報等による緊急事態には、医療機関や警察署等との連携により迅速且つ円滑に対応した。
- (3) デイケアを実施し、精神障害者の社会復帰に努めた。

10. 市町支援

市町主催の会議に出席し、市町の保健福祉事業の円滑な推進を支援した。

11. 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、委員の委嘱・解嘱事務及び活動費・交付金事務に関する業務を実施した。

12. 児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき次の手当を支給した。家庭相談員を配置し、児童及び家庭問題の相談や児童の健全育成推進のため、非行防止、児童虐待、家庭環境の調整等に関する相談及び支援を実施した。

- (1) 父母の離婚等により父又は母と一緒に生活していない児童の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給した。
- (2) 家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童の父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給した。
- (3) 精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅の障害児に、障害児福祉手当を又20歳以上の障害者に特別障害者手当を支給した。

13. 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉の向上を図るため、各種福祉資金の貸付けを行うとともに生活全般の相談に応じた。

14. 高齢者福祉

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行った。

15. 障害者福祉

誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定に伴い、健康福祉センター内にて専用電話で広域専門指導員が相談に応じ、併せて条例周知や啓発活動を行っている。また市町の推薦を受けた身体障害者相談員・知的障害者相談員及び各分野に関し優れた識見を有する者を地域相談員として知事が委嘱し、身近な地域での相談役として地域での相談を行っている。

さらに、日常生活用具取付費補助事業・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業を実施し、地域生活を支援した。

16. 配偶者暴力相談支援事業

DV防止法に基づきDV担当職員を配置し、DV被害者からの相談に対し必要な助言や支援を実施した。

17. 戦傷病者・遺族援護事業

戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員を委嘱し、乗車券の交付及び療養の給付等援護の業務を行っている。

18. 児童手当事務監査

児童手当法に基づく児童手当（子ども手当）の認定・支払事務等の適切な運営を図るため、市町を対象に指導監査を実施した。

19. 中核地域生活支援センター連絡調整会議

誰もがありのままにその人らしく安心して、地域で暮らすことができる地域社会の実現を図るため、中核地域生活支援センターの活動を支援した。

20. 生活保護

新規保護申請は、速やかに面接と諸手続きを行い、期限内に処理を実施した。

被保護世帯への訪問調査及び指導援助等を実施した。

町の民生委員等と連携し、生活困窮者及び被保護者の情報収集等を実施した。

1. 保健師関係指導事業

(1) 管内概況

表1－(1) 管内保健師就業状況

(平成26年4月1日現在 単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町			
			保健衛生	福祉行政	介護保険	その他
平成24年度	59	12	30	10	3	4
平成25年度	58	12	29	10	3	4
平成26年度	61	15	29	10	4	3
館山市	16	・	11	3	1	1
鴨川市	10	・	7	1	1	1
南房総市	16	・	9	6	-	1
鋸南町	4	・	2	-	2	-

(2) 保健所保健師活動

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況

(単位：件)

区分 種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導		
	実数	延数	面接		電話
			実数	延数	延数
総数	201	461	1,892	2,232	513
感染症	-	-	2	2	2
結核	69	228	22	26	268
精神障害	22	28	120	375	157
長期療養児	5	9	89	91	32
難病	88	177	1,491	1,570	46
生活習慣病	-	-	-	-	-
その他の疾病	3	4	71	71	-
妊産婦	-	-	-	-	2
低出生体重児	-	-	-	-	1
乳幼児	-	-	-	-	1
家族計画	-	-	-	-	-
その他	14	15	97	97	4
訪問延世帯数	184	431	・	・	・

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

(単位:人)

開催月日	目的・テーマ	主な内容	参加人員
平成26年6月2日(月)	各市町・健康福祉センターの重点活動の共有	1. 管内保健師の配置状況 2. 各市町・健康福祉センターの重点活動 3. 管内保健師業務連絡研究会の計画	20
平成26年8月25日(月)	災害時における保健師活動	1. 講演「災害時における保健師活動」 講師 千葉大学看護学部長 宮崎美砂子 先生 2. 意見交換	31
平成26年11月20日(木)	災害時に備えた保健師活動	1. 報告「安房地域合同救護本部活動マニュアル(案)について」 2. 全体討議「避難所設置・運営マニュアルの作成について～救護・衛生部門を中心に～」	19
平成27年2月23日(月)	災害に備えた保健師活動	1. 実践報告及び意見交換 (1) 災害に備えた住民への啓発活動～白浜地区での取り組み～ (2) 鴨川市における災害時に備えた医療機関との話し合い	24

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

(単位:人)

開催月日	主な内容	参加人員
平成26年 5月29日(木)	・所内保健師業務連絡研究会の計画・保健活動業務研究	10
平成26年 6月17日(火)	・小児慢性特定疾病受給者の災害時における支援体制作り・鳥インフルエンザ発生時の職員の配備体制	11
平成26年 7月25日(金)	・伝達講習(健康格差) 業務検討(特定妊婦支援)	11
平成26年 8月26日(火)	・事例検討(母子保健) 保健活動業務研究	9
平成26年 9月16日(火)	・伝達講習(人口減少社会と地域課題)	5
平成26年 10月27日(月)	・事例検討(結核) 保健活動業務研究 伝達講習(看護協会)	9
平成26年 11月17日(月)	・保健活動業務研究	9
平成26年 12月15日(月)	・情報提供(エボラ出血熱疑似症患者への対応) ・伝達講習(日本公衆衛生学会)	9
平成27年 1月27日(火)	・伝達講習(統括保健師)	10
平成27年 2月17日(火)	・意見交換(災害時避難行動要支援者への対応)	8
平成27年 3月17日(火)	・事業評価	6

ウ 保健所管内看護管理者業務研修

表 1 - (3) - ウ 保健所管内看護管理者業務研修実施状況

(単位：人)

開催月日	主な内容	参加人員
平成 26 年 12 月 12 日(金)	1. 報告「管内病院の離職対策について～平成 25 年度看護業務調査より～」 2. 講演「看護職におけるストレスマネジメント」 講師 亀田総合病院臨床心理室主任 富安哲也 先生	27

(4) 看護師確保対策事業

看護師確保対策の一環として、高校生を対象に看護師進学ガイダンスを実施した。

ア 看護師進学ガイダンス実施状況

表 1 - (4) - ア 看護師進学ガイダンス実施状況

(単位：人)

高校名	安房高校	館山総合高校	
実施日	5 月 19 日(月)	1 月 27 日(火)	1 月 27 日(火)
対象学年	3 年生	1 年生 (第 1 部)	1, 2 年生の希望者 (第 2 部)
参加者	26	178	12

2 校で実施し参加延べ総数 216 人

2. 母子保健事業

慢性疾患児・障害児等を中心とした広域的、専門的サービスを提供するとともに、医療・保健・福祉・教育との連携強化に努めた。なお、市町母子保健事業の状況は、資料編に記載した。

(1) 母子保健推進協議会

広域的な母子保健、医療、福祉施策の効果的な推進のため、医療・保健・福祉・教育・住民等の代表者から構成する協議会を設置している。

表 2 - (1) 母子保健推進協議会開催状況

開催月日	参加人員(人)	主な協議内容
平成27年3月2日(月)	委員 17 市町担当等 2 事務局 6	テーマ (1)管内の母子保健事業について (2)特定妊婦支援における連携について ア 関係機関における取り組みと課題 イ 思春期への取り組みについて

(2) 低出生体重児届出状況

母子保健法(第18条)による届出状況は表2-(2)のとおりである。

平成25年度から低出生体重児の届出は市町村へ権限移譲された。

表 2 - (2) 低出生体重児出生時体重別届出状況

(単位:人)

年度	体重別					
	総数	499g以下	500~ 999g	1,000~ 1,499g	1,500~ 1,999g	2,000~ 2,499g
平成24年度	76	-	3	5	6	62
平成25年度	-	-	-	-	-	-
平成26年度	-	-	-	-	-	-

(3) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条により、医師からの人工妊娠中絶届出総数は149件であった。

表2-(3) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 歳 以上	不 詳
総 数	154	152	149	14	28	20	29	40	15	3	-	-
満7週以前	75	65	61	4	6	6	16	20	8	1	-	-
満8週～満11週	67	78	76	9	19	13	11	16	6	2	-	-
満12週～満15週	6	3	4	1	-	1	1	1	-	-	-	-
満16週～満19週	3	2	4	-	1	-	1	2	-	-	-	-
満20週～満21週	3	4	4	-	2	-	-	1	1	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 未熟児（低出生体重児）保健指導

未熟児の訪問指導は、平成25年度から市町村へ権限委譲されたが、市町村支援として同行訪問等実施した。

表2-(4) 未熟児（低出生体重児）保健指導状況

(単位：人)

区分 年度	家庭訪問		その他の保健指導	
	実 数	延 数	実 数	延 数
平成24年度	50	59	46	49
平成25年度	5	5	1	1
平成26年度	-	-	1	1

(5) 医療給付事業

ア 未熟児養育医療

養育医療（母子保健法第20条）は、出生体重が2,000g以下及び生活力が特に弱く、入院養育の必要のある11人に対し、医療給付を行う。平成25年度から市町村へ権限委譲された。

表2-(5)-ア 未熟児養育医療給付状況

(単位：人)

区分 年度	総数	499g	500～	1,000～	1,500～	2,000～	2,500g
		以下	999g	1,499g	1,999g	2,499g	以上
平成24年度	11	-	3	5	3	-	-
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-
平成26年度	-	-	-	-	-	-	-

イ 育成医療

育成医療（障害者自立支援法第52条）は、将来に不自由を残すおそれのある児童（18歳未満）に対し、必要な医療給付を行う。平成25年度から市町村へ権限委譲された。

表2－（5）－イ 育成医療給付状況

（単位：人）

年度	区分	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	先天性内臓 疾患その他
平成24年度		36(13)	7(7)	1	-	19(5)	9(1)
平成25年度		-	-	-	-	-	-
平成26年度		-	-	-	-	-	-

（注）（ ）内は、継続・内容変更等の申請の再掲。

ウ 療育医療

療育医療（児童福祉法第20条）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付と、学用品や日用品の支給を行うもので、平成26年度の申請はなかった。

（6）療育相談

児童福祉法第19条の規定に基づく専門医師による診察。

平成24年度をもって事業を終了した。

表2－（6） 療育相談実施状況

（単位：件）

年度	内訳	総数	要医療	再観察	異常なし
平成24年度		23	-	4	19
平成25年度		-	-	-	-
平成26年度		-	-	-	-

(7) 小児慢性特定疾患治療研究事業／小児慢性特定疾病医療支援

小児慢性特定疾患治療研究事業では、18歳未満（継続20歳未満）の小児慢性特定疾患患者81人に対して、治療研究費を給付した。本事業は、平成27年1月から新制度「小児慢性特定疾病医療支援」へ移行し、小児慢性特定疾患患者68人に対して、治療研究費を給付した。

ア 小児慢性特定疾患治療研究費受給者状況

表2－(7)－ア 小児慢性特定疾患治療研究費受給者状況

(単位：件)

疾患名	平成24年度	平成25年度	平成26年度(12月末時点)
総数	85	77	81
1 悪性新生物	11	11	11
2 慢性腎疾患	12	12	11
3 慢性呼吸器疾患	2	4	4
4 慢性心疾患	13	10	11
5 内分泌疾患	20	16	16
6 膠原病	3	2	4
7 糖尿病	10	9	11
8 先天性代謝異常	1	1	1
9 血友病等血液疾患	3	2	2
10 神経・筋疾患	7	7	7
11 慢性消化器疾患	3	3	3

*同一人で複数の疾患がある場合は、疾患ごとに計上した。

イ 小児慢性特定疾病医療費受給者状況

表2－(7)－イ 小児慢性特定疾病医療費受給者状況

(単位：件)

疾患名	平成26年度(3月末時点)
総数	68
1 悪性新生物	11
2 慢性腎疾患	7
3 慢性呼吸器疾患	3
4 慢性心疾患	11
5 内分泌疾患	13
6 膠原病	2
7 糖尿病	11
8 先天性代謝異常	-
9 血液疾患	1
10 免疫疾患	-
11 神経・筋疾患	6
12 慢性消化器疾患	3
13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	-
14 皮膚疾患	-

*同一人で複数の疾患がある場合は、主な疾患に計上した。

ウ 千葉県子ども手帳交付状況

表2-(7)-ウ 千葉県子ども手帳交付状況

(単位：件)

年 度	総 数	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
平成 24 年度	7	1	4	2	-
平成 25 年度	3	1	1	-	1
平成 26 年度	2	1	1	-	-

(8) 母子保健関係研修会（母子保健推進員研修会・訪問指導者研修会・その他）

表2-(8) 母子保健関係研修会開催状況

研修会の名称	開催年月日	職種・参加者数（人）	内 容
母子保健推進員等研修会	平成 26 年 12 月 2 日(火)	母子保健従事者 39	講演 1 「児童虐待の予防と親子のコミュニケーション支援」 講師：子ども家庭支援センター 所長 講演 2 「産後に多い泌尿器トラブルの対応」 講師：助産師
乳幼児救急医療講習会	平成 27 年 1 月 29 日(木)	南房総市 乳幼児の保護者等 12	講習会「子どもに起こりやすい病気やけがとその対処法」 講師：看護師

(9) 専門相談事業

ア 乳幼児発達相談

低出生体重児や発達・発育に心配のある児を対象とする専門医による発達相談。

平成 25 年度から未熟児支援が市町村へ権限移譲され、平成 25 年度は市町支援の一環で発達相談を実施したが、平成 25 年度をもって事業を終了した。

表2-(9)-ア 乳幼児発達相談

(単位：件)

年度	区 分	回 数	指 導 数		内 容
			実数	延数	
平成 24 年度		18	86	116	低出生体重児等の発育・発達・育児相談，離乳食相談
平成 25 年度		17	47	53	
平成 26 年度		-	-	-	

イ アレルギー専門相談

アレルギー疾患児（疑いのある児を含む）とその家族に対して、専門医、保健師、栄養士による助言・指導を実施していたが、平成25年度をもって事業を終了した。

表2－(9)－イ アレルギー専門相談

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		内容
			実数	延数	
平成24年度		12	-	-	アレルギー疾患（食物アレルギー・アトピー性皮膚炎等）の個別相談
平成25年度		11	1	4	
平成26年度		-	-	-	

ウ 低身長専門相談

低身長の児とその家族に対して、専門医、保健師、栄養士による助言・指導を実施し、要医療児に対しては、専門の医療機関へ受診勧奨していたが、平成25年度をもって事業を終了した。

表2－(9)－ウ 低身長専門相談

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		内容
			実数	延数	
平成24年度		12	35	51	低身長を所見とする疾患（内分泌疾患・代謝異常等）の早期発見に向けた個別相談
平成25年度		11	23	32	
平成26年度		-	-	-	

エ 思春期保健相談

不登校・ひきこもり等の悩みを持つ思春期の児童やその家族を対象に、臨床心理士による個別相談を実施した。

表2－(9)－エ 思春期保健相談

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		内容
			実数	延数	
平成24年度		4	8	10	思春期に関する問題を抱えた本人や家族に個別相談
平成25年度		5	8	12	
平成26年度		8	13	17	

オ 障害児育児支援事業

地域における関係機関職員が心身に問題を抱える障害児(者)を支えることができるよう、専門的知識の提供や情報交換の場を設けた。

表2-(9)-オ 障害児育児支援相談

(単位：件)

年度	区分	回数	指導数		主な内容
			実数	延数	
平成24年度		1	49	49	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「地域における発達障害児支援～発達障害の理解とペアレントメンターの意義・役割～」 講師 千葉県発達障害者支援センター ・講演「あわ発達障害児応援団だからこの活動について～発達障害の子どもをもつ親の想いを通して～」 講師 あわ発達障害児応援団だからばこ 主宰
平成25年度		1	70	70	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「発達障害の二次障害についてー理解とその予防ー」 講師 臨床心理士 ・情報交換
平成26年度		1	90	90	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「発達障害児に対する療育指導のポイント」 講師 臨床発達心理士 ・情報交換

(10) 不妊対策事業

ア 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)対象者に千葉県特定不妊治療助成事業実施要綱に基づき経費の助成をした。

平成25年度から一部の治療区分について助成限度額を15万円/回から7万5千円/回に変更となった。

平成26年度からは、年度の助成回数制限は廃止され、初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまでに通算助成回数6回まで、治療開始時の年齢が40歳以上の場合は43歳になるまでに通算助成回数3回までに変更となった。

表2-(10)-ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度	実件数	延件数
平成24年度	39	60
平成25年度	29	45
平成26年度	43	77

3. 成人・老人保健事業

(1) 健康増進法に基づく「医療等以外の事業」は、別添地域資料編に記載した。

(2) 介護サービス施設状況

ア 介護老人保健施設実地指導

介護老人保健施設は8ヶ所開設されている。今年度は2ヶ所を君津健康福祉センター監査指導課と実地指導した。

表3-(2)-ア 介護老人保健施設実地指導

実施月日	施設名	設置主体	所在地
平成26年8月29日(金)	介護老人保健施設「なのはな館なぎさ」	医療法人社団 慶勝会	館山市
平成26年9月26日(金)	介護老人保健施設「たいよう」	社会福祉法人 太陽会	鴨川市

イ 訪問看護ステーション整備状況

表3-(2)-イ 訪問看護ステーション整備状況

施設名	所在地
医療法人社団慶勝会なのはな訪問看護ステーション	館山市
医療法人社団寿会ほほえみ訪問看護ステーション	館山市
社会医療法人社団木下会訪問看護ステーションたてやま	館山市
医療法人鉄蕉会亀田訪問看護ステーション館山	館山市
有限会社センターキュア 訪問看護ステーションセンターキュア	館山市
鴨川市国保訪問看護ステーション	鴨川市
医療法人明星会東条訪問看護ステーション	鴨川市
医療法人社団宏和会エビハラ老人訪問看護ステーション嶺岡	鴨川市
医療法人鉄蕉会亀田訪問看護センター	鴨川市
株式会社ほがらか ほがらか訪問看護ステーション	鴨川市
有限会社フローラ 複合型サービス事業所フローラ	鴨川市
医療法人光洋会まごころ訪問看護ステーション	南房総市
有限会社ハイピース訪問看護ステーションそよかぜ	南房総市
鋸南町訪問看護ステーション	鋸南町

4. 一人ひとりに応じた健康支援事業

(1) 一人ひとりに応じた健康相談事業

身体的・精神的悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象としている。

なお、26年度の相談はなかった。

表4－(1)－ア 健康相談実施状況

(単位：件)

年 度	区 分	回 数	相 談 数	
			実 数	延 数
平成 24 年度		1	1	1
平成 25 年度		1	1	1
平成 26 年度		-	-	-

(2) 健康教育事業

地域住民に対して知識の普及を図るため、健康教育を実施した。

表4－(2) 健康教室

(単位：人)

年 度	回 数	教 室 内 容	参加人員
平成 24 年度	-		-
平成 25 年度	2	講演「思春期を迎える発達障害児等への性教育」 講師 「人間と性」教育研究協議会 世話人 講演「命の大切さを伝える」 講師 亀田医療技術専門学校 助産師	63
平成 26 年度	1	講演「産後に多い泌尿器トラブルの対応」 講師 助産院ねむねむ 助産師	39

5. 自殺予防対策推進事業

自殺予防対策として、人材養成のためのゲートキーパー研修や一般住民及び関係者を対象とした講演会を開催し、普及啓発活動を実施した。

(1) 普及啓発活動

表5－(1) 普及啓発活動の実施状況

(単位：人)

会議・講演会等	開催年月日	主な内容	参加人員
ゲートキーパー研修	平成26年10月24日(月)	講演「心のSOSに寄り添い、向き合う」 講師 亀田総合病院 臨床心理士	28
安房地域 心の健康のつどい	平成26年11月9日(日)	講演「コミュニケーションがラクになるうけとめ方・伝え方」 講師 国立精神・神経医療研究センター 精神科医師	499

6. 地域・職域連携推進事業

広域的な地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための情報提供の共有や地域の実情に応じた協力体制による、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供を整備するため、「地域・職域連携推進協議会」を開催した。

表6 地域・職域連携協議会開催状況

(単位：人)

開催年月日	主な内容	参加人員
平成26年 6月30日(月)	第1回安房保健所地域・職域連携推進部会 ・今年度計画について ・喫煙防止対策に関するアンケート調査結果について ・メンタルヘルスに関する啓発媒体について	12
平成26年 9月29日(月)	第2回安房保健所地域・職域連携推進部会 ・メンタルヘルスに関するアンケート調査結果について ・メンタルヘルスに関する啓発媒体について	12
平成26年12月15日(月)	第3回安房保健所地域・職域連携推進部会 ・今年度のまとめと評価および次年度計画 ・喫煙防止に関する啓発媒体について	12
平成27年 2月19日(木)	安房保健所地域・職域連携推進協議会 ・事業実施状況説明及び評価 ・講話「知っていますか？COPD」 ・次年度計画 ・意見交換	20

7. 栄養改善事業

栄養改善事業を充実させるため、次の事業を重点に取り組んだ。

- ・地域における健康づくり・栄養改善体制を整備するための指導・調整会議及び地区組織の育成
- ・広域的又は専門的な知識と技術を必要とする病態別栄養指導
- ・よりよい給食管理が実施されるよう、給食施設に対しての指導強化
- ・調理師試験の周知と願書受付及び免許証の申請受理と交付
- ・健康ちば協力店の設置と体制の確立の促進による食環境の整備
- ・市町の健康づくり・栄養改善業務を円滑に推進するための指導と支援

(1) 健康増進（栄養・運動等）指導事業

地域住民の疾病を予防し健康を保持増進させるため、あらゆる機会をとらえ健康ちば21（第2次）の普及・推進を図り生活習慣病予防対策として特にメタボリックシンドローム予防の啓発に努めた。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導

(単位：人)

区分	実施数				(再掲) 医療機関等への委託				
	妊産婦	乳幼児	20歳未満 (乳幼児を除く)	20歳以上 (妊産婦を除く)	妊産婦	乳幼児	20歳未満 (乳幼児を除く)	20歳以上 (妊産婦を除く)	
個別指導	栄養指導	-	2	3	382	-	-	-	-
	(再掲)病態別栄養指導	-	-	-	14	-	-	-	-
	(再掲)訪問による栄養指導	-	-	-	-	-	-	-	-
	運動指導	-	-	-	-	-	-	-	-
	(再掲)病態別運動指導	-	-	-	-	-	-	-	-
	休養指導	-	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	禁煙指導	-	-	-	-	-	-	-	-
	栄養指導	-	-	-	1,723	-	-	-	-
	(再掲)病態別栄養指導	-	-	-	125	-	-	-	-
	(再掲)訪問による栄養指導	-	-	-	-	-	-	-	-
	運動指導	-	-	-	66	-	-	-	-
	(再掲)病態別運動指導	-	-	-	66	-	-	-	-
休養指導	-	-	-	-	-	-	-	-	
禁煙指導	-	-	-	-	-	-	-	-	

ア 病態別個別指導状況

表7－(1)－ア 病態別個別指導状況

(単位：人)

種別区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	-	14	-	-	-	-
病態別運動指導	-	-	-	-	-	-

生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導を実施した場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7-(1)-イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

(単位：人)

講習会名	回数	参加延人員	主な内容
神経難病患者・家族のつどい	1	9	講演：「病気と療養生活について」 講師 鋸南山田内科 医師 講演：「飲み込みやすい食事の工夫」 講師 安房地域医療センター 管理栄養士 個別相談

ウ 若年者の健康づくり推進事業実施状況

表7-(1)-ウ 若年者の健康づくり推進事業実施状況

(単位：人)

講習会名	回数	参加延人員	主な内容
食育指導者研修会	1	216	事例発表：「パパとこどもの料理教室」 発表者 鴨川市食生活改善協議会 講演：「食習慣の健康への影響」 ～疾病と食習慣の関係を知ろう～ 講師 独立行政法人 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター 予防研究部 医師

エ 栄養関係団体育成指導

表7-(1)-エ 栄養関係団体育成指導

(単位：人)

団体名	回数	参加延人員	主な内容
調理師会	2	101	講話：「食事・運動・生活改善でメタボリックシンドロームを予防しましょう！」 講義：「生活習慣病予防と食生活」 啓発：「栄養表示基準」 『健康ちば協力店』推進事業 「飲食店等への調理師の設置促進」
食生活改善協議会	1	20	講話：「平成24年国民健康・栄養調査の結果について」 「安房地域の健康状況について～特定健診及び後期高齢者健診結果から～」

オ 管内行政栄養士研究会

表7- (1) -オ 管内行政栄養士研究会実施状況

(単位：人)

研究会名	主 な 内 容	参加人員
管内行政栄養士 業務連絡研究会	第1回 ・業務検討：「平成26年度各市町・健康福祉センターの重点事業について」 ー平成26年度事業計画からー ・情報交換：「平成26年度行政栄養士さざなみブロック研修会について」 ・情報提供：「日本人の食事摂取基準（2015年版）について」 ・その他	6
	第2回 ・業務検討：「成人保健事業（高齢者事業を除く）の集団指導について」 「平成25年度特定健診及び後期高齢者健診結果からの地域状況について」 ・情報交換：「特定健診・特定保健指導の実施状況について」 ・情報提供：「さざなみブロック研修会における研修内容について」 ・その他	4
	第3回 ・業務検討：「野菜と塩分（食塩）に関するアンケート調査に向けて」 「平成25年度特定健診及び後期高齢者健診結果からの地域状況について」 ・情報提供：「『PDCA サイクルに基づく施策推進のための健康・栄養課題の明確化検討会』の実施状況について」 「平成25年国民健康・栄養調査結果の概要について」 ・平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画（案）について ・その他	4

カ 国民健康・栄養調査・地区栄養調査

表7- (1) -カ 国民健康・栄養調査・地区栄養調査等実施状況

調査名	調査地区（対象）・調査月日等	調査内容
国民健康・栄養調査	南房総市久枝地区（25世帯・72人対象） 平成26年11月5日（水）・6日（木）	栄養摂取状況調査・生活習慣調査 身体状況調査

キ 県民健康・栄養調査・地区栄養調査

表7- (1) -キ 国民健康・栄養調査・地区栄養調査等実施状況

調査名	調査地区（対象）・調査月日等	調査内容
-	-	-

ク 食品製造業者及び販売業者への指導

表7- (1) -ク 食品に関する表示指導の状況

(単位：件)

指 導 内 容	指導件数
特別用途食品及び特定保健用食品について	-(-)
栄養表示基準について	1
一般食品について（いわゆる健康食品を含む）	-

() 内は、特定保健用食品再掲

ケ 特定用途食品表示許可取扱状況

表7- (1) -ケ 特定用途食品表示許可取扱状況

(単位:件)

内容	取扱件数
-	-

() 内は, 特定保健用食品再掲

コ 調理師試験及び免許取扱

表7- (1) -コ 調理師試験及び免許取扱状況

(単位:人)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成24年度	59	34	57.6	81	19	23
平成25年度	57	28	49.1	68	14	17
平成26年度	55	26	47.3	66	14	13

(2) 給食施設指導

管内給食施設においてより効果的な栄養管理と衛生管理ができ, 食中毒等の予防と適切な健康づくりが図れるよう集団・個別指導を充実させた。

表7- (2) 給食施設状況

施設 総 数	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士 栄 養 士 どちらもない 施設数	管理栄養士 必置指定施設		栄養成分 表示 施設数
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		該当数	指定数	
104	20	29	26	58	42	21	27	37	1	1	104

評価

- ・管理栄養士・栄養士の設置は, 病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・自衛隊で100%配置しているが, 事業所・児童福祉施設(特に保育園)等では未配置が多い。
- ・管理栄養士の必置施設には管理栄養士が配置済みである。
- ・栄養成分表示は全施設で実施されているが, 主要な栄養成分の表示が十分ではないので充実した栄養成分表示支援や施設に応じた利用者の活用しやすい表示方法の取り組みが課題である。

ア 給食管理等施設指導

表7- (2) -ア 給食施設指導状況

区 分			計	特定給食施設		給食施設	それ未満 の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回50食以上 又は 1日100食以上	
個別 指 導	給 食 管 理 指 導	巡回個別指導 施設数	105	15	42	42	6
		その他指導 施設数	292	46	115	114	17
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-	-
集 団 指 導	給 食 管 理 指 導	回数	14	2	4	4	4
		延施設数	216	22	87	95	12
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導状況

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

区 分	栄養士の有無	総 数		特定給食施設				給食施設		それ未満の給食施設	
				1回300食以上 又は 1日750食以上		1回100食以上 又は 1日250食以上		1回 50食以上 又は 1日100食以上			
		施設 総数	指導総 施設数	施設 総数	指導総 施設数	施設 総数	指導総 施設数	施設 総数	指導総 施設数	施設 総数	指導総 施設数
合 計		104	105	14	15	42	42	42	42	6	6
計	有	67	68	14	15	31	31	21	21	1	1
	無	37	37	-	-	11	11	21	21	5	5
学 校	有	13	13	6	6	3	3	4	4	-	-
	無	4	4	-	-	1	1	2	2	1	1
病 院	有	16	16	5	5	7	7	4	4	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	有	7	8	1	2	6	6	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
老人福祉施設	有	17	17	-	-	12	12	5	5	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉施設	有	4	4	-	-	-	-	3	3	1	1
	無	26	26	-	-	8	8	14	14	4	4
社会福祉施設	有	6	6	-	-	3	3	3	3	-	-
	無	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-
矯 正 施 設	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 宿 舎	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 業 所	有	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	無	3	3	-	-	-	-	3	3	-	-
一般給食センター	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	有	3	3	1	1	-	-	2	2	-	-
	無	3	3	-	-	2	2	1	1	-	-

評価

- ・栄養指導員と食品衛生監視員で栄養管理及び衛生管理を強化するため、各施設1回以上巡回指導を行った。
- ・食事摂取基準（2010年版）に基づき、個人の状況に応じた栄養管理の実施に取り組んできた結果、学校・自衛隊等を除くほとんどの施設で実施するようになったが、詳細な部分で不十分さが残るため、今後も継続的な指導及び支援を行う必要がある。

ウ 給食施設開始及び廃止指導状況

表7-(2)-ウ 給食施設開始及び廃止指導状況

	新規給食開始(再開)	給食廃止(休止)
届出数	5	3
指導数	5	3

エ 給食施設管理者・栄養士・調理従事者研修会

表7-(2)-エ 給食施設管理者・栄養士・調理従事者研修会状況

研修会名	開催月日	主な内容	参加人員
給食施設管理者・従事者研修会	7月8日(火)	講話1:「給食施設における衛生管理について」 講話2:「給食施設における栄養管理について」 報告:「平成25年度栄養管理状況報告書の結果について」 説明:「肥満並びにやせに該当する者の割合」を把握する対象施設(健康増進を目的とした施設)について	124
給食施設管理者研修会	10月9日(木)	その他 講演:「日本人の食事摂取基準(2015年版)の活用について」 講師 淑徳大学 看護栄養学部栄養学科 客員教授 説明:「給食施設栄養管理状況報告書について」	97

オ 給食施設栄養管理業務への支援・指導

表7-(2)-オ 給食施設栄養管理業務の支援・指導実施状況

施設種	実施月日	主な内容	実施施設数	実施回数	参加人員
学校	2月27日(金)～ 3月6日(金)	個別指導	2	2	2
病院	12月24日(水)	個別指導	1	1	1
児童福祉施設 (含むこども園)	4月1日(火)～ 8月21日(木)	個別指導	2市1町	3	3
	7月30日(水)	集団指導	23施設分	2	15
	1月26日(月)				
社会福祉施設	11月25日(火)～ 2月26日(木)	個別指導	1	2	2

(3) 健康ちば協力店推進事業

協力店の登録推進に加えて、協力店が地域の健康づくり発信基地として利用者に適切な情報提供ができるよう、登録後の事後指導や住民を対象にした研修会を開催し体制の整備を図った。また、「健康ちば協力店」登録店に対して変更・再交付等の指導及びステッカー送付後の指導を行うことで、協力店に必要なステッカー掲示の徹底を図り、協力店における食環境整備に努めた。

表7-(3)-ア 年度別協力店登録数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
156	168	170	169

表7-(3)-イ 協力店登録状況

飲食店	チェーン店	コンビニエンスストア	弁当店	惣菜店	事業所等給食
165	-	-	1	2	1

表7-(3)-ウ 普及啓発及び指導実施状況

(単位:人)

	飲食店等に対する普及啓発指導状況		県民に対する普及啓発指導状況	
	回数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	10	-	247
集団指導	8	707	2	10

(4) その他

子どもの頃からの適正な食習慣及び生活習慣の定着を図り、県民の一人ひとりが自らで食生活の改善ができ、健康づくりにつながるよう、健康づくりのつどいを開催した。

表7-(4)-ア「健康づくりのつどい」実施状況

(単位:人)

実施日	実施場所	対象者	参加者	内容
平成26年11月27日(木)	千葉県南総文化ホール	保育士 幼稚園教諭 小・中学校教諭 養護教諭 栄養教諭 管理栄養士・栄養士 保健師 調理師 給食管理者・給食担当者 食生活改善推進員 保健推進員 健康ちば協力店店主等	216	表彰式 保健所長表彰 事例発表 「パパとこどもの料理教室」 発表者 鴨川市食生活改善協議会 講演 「食習慣の健康への影響」 ～疾病と食習慣の関係を 知ろう～ 講師 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター 予防研究部 医師 健康づくり展

8. 歯科保健事業

難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表 8-(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

(単位：人)

開催日	主な内容	参加人員
平成 27 年 3 月 5 日(木)	講演 「歯周病と膠原病」 講師：亀田総合病院 医師 講演及び実技 「膠原病とお口の中～その付き合い方とケアの方法について～」 講師：亀田クリニック 歯科衛生士	34

9. 精神保健福祉事業

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

表9-(2)-ア 管内病床数・入院患者の状況(平成26年6月30日現在)

(単位:件)

区分 年度 市町村	管内人口	精神科病院数	病床数	人口万対病床数	県内病院への入院患者数		人口万対入院患者数	措置患者数	人口万対措置患者数	措置率 (%)	管内の患者の入院先(再掲)					
					(a)	(b)					圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
											管内病院		管外病院			
											数	%	数	%	数	%
平成24年度	133,514	4	755	56.5	515	38.6	1	0.1	0.2	498	96.7	-	-	17	3.3	
平成25年度	131,740	4	755	57.3	527	40.0	-	-	-	510	96.8	-	-	17	3.2	
平成26年度	129,987	4	755	58.1	532	40.9	1	0.1	0.2	516	97.0	-	-	16	3.0	
館山市	47,571	1	267	56.1	241	50.7	1	0.2	0.4	235	97.5	-	-	6	2.5	
鴨川市	34,351	2	217	63.2	99	28.8	-	-	-	95	96.0	-	-	4	4.0	
南房総市	39,757	1	271	68.2	164	41.3	-	-	-	159	97.0	-	-	5	3.0	
鋸南町	8,308	-	-	-	28	33.7	-	-	-	27	96.4	-	-	1	3.6	
県全体	6,195,734	53	12,616	20.4	9,011	14.5	82	0.1	0.9	6,052	67.2	624	6.9	2,335	25.9	

(注) 1 人口は、平成26年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

2 措置率 = $b / a \times 100$ 。

表9-(1)-イ 管内病院からの届出等の状況

(単位:件)

種別 年度	医療保護入院届 (保護者の同意)	医療保護入院届 (扶養義務者の同意)	応急入院届	医療保護入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成24年度	251	86	-	257	5	-	133	-
平成25年度	250	63	-	249	3	1	134	1
平成26年度	250		-	231	3	1	177	2

(注) 1 その他は、転院許可申請の合計。

2 平成26年度より保護者制度廃止に伴い、「医療保護入院届(保護者の同意)」の保護者を家族等(扶養義務者含む)に読み替え件数を計上している。

(2) 措置入院関係

表9-(2)-ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

申請通報等の別	申請・通報届出件数	診察の必要がないと認められた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の移送業務		
			法第29条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第29条の2該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1次移送	2次移送	3次移送
平成24年度	95	83	6	-	4	3	-	2	-	-	-
平成25年度	64	58	2	-	2	2	-	2	-	-	-
平成26年度	39	31	7	-	1	5	-	-	-	-	1
法第22条一般人からの申請	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第23条警察官からの通報	34	28	5	-	1	5	-	-	-	-	-
法第24条検察官からの通報	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1
法第25条保護観察所の長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条矯正施設の長からの通報	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の2精神科病院管理者からの届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第26条の3医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第27条第2項申請通報に基づかない診察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計。

2 「法第29条の2該当症状の者」は、法第27条の診察を受けた者の内数。

3 1次は1次診察までの移送、2次は2次診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送。

表9-(2)-イ 申請・通報・届出の対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーソナリティ障害	知的障害	てんかん	その他の精神障害	その他
					認知症	その他	アルコール	覚せい剤	その他						
					F0		F1								
			F2	F3	F00～F03	F04～F09	F10	F15		F4	F6	F7	G40		
平成24年度		95	32	12	3	1	1	-	-	6	-	3	-	20	17
平成25年度		64	13	3	3	-	4	-	1	7	4	4	-	9	16
平成26年度		39	11	1	-	-	1	1	-	1	1	4	1	8	10
診察実施	要措置	7	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
	不要措置	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	緊急措置診察実施不要措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 その他には病名不詳を含む。

2 F0～F9, G40 は、世界保健機関 (WHO) の定めた国際疾病分類 (ICD カテゴリー) の分類。

表9－(2)－ウ 入院期間別措置入院患者数（平成27年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成24年度	6	6	-	-	-
平成25年度	3	2	1	-	-
平成26年度	7	7	-	-	-

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（平成27年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	4	4	-	-	-	4	-	-	-	21
電話	13	12	1	-	-	4	7	2	-	127

(3) 医療保護入院のための移送（法34条）

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

区分 年度	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成24年度	-	-	-
平成25年度	-	-	-
平成26年度	-	-	-

(4) 自立支援医療（精神通院）及び保健福祉制度関係

表9－(4)－ア 自立支援医療（精神通院医療）利用者数（平成27年3月31日時点）（単位：人）

年度・市町村	利用者数
平成24年度	1,591
平成25年度	1,640
平成26年度	1,669
館山市	725
鴨川市	107
南房総市	519
鋸南町	318

(注) 平成14年から自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉手帳の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。

表9－(4)－イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成27年3月31日現在）

（単位：人）

年度・市町村 \ 級	計	1級	2級	3級
平成24年度	661	80	418	163
平成25年度	708	89	469	150
平成26年度	733	88	485	160
館山市	317	35	217	65
鴨川市	126	16	74	36
南房総市	241	31	157	53
鋸南町	49	6	37	6

- (注) 1 平成14年から自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉手帳の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。
- 2 平成25年度データに記載間違いがあったので訂正した。

表9－(4)－ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況

（単位：件）

年度 \ 区分	生計同一証明書 常時介護証明書 発行件数	社会適応訓練 申込書受理件数
平成24年度	-	-
平成25年度	1	-
平成26年度	3	2

(5) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

表9－(5)－ア 精神科嘱託医による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第1火曜日	13：30～15：00	安房健康福祉センター (安房保健所)
毎月 第3水曜日	15：30～17：00	
毎月 第4火曜日	14：30～16：00	
偶数月 第2火曜日	14：00～16：00	鴨川地域保健センター
奇数月 第4水曜日	14：00～16：00	

表9－(5)－イ 対象者の性・年齢 (単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成24年度	126	63	63	-	5	31	69	17	4	271
平成25年度	138	89	49	-	10	28	73	24	3	321
平成26年度	119	77	42	-	5	29	60	25	-	309
館山市	51	34	17	-	3	11	29	8	-	118
鴨川市	20	13	7	-	-	4	9	7	-	55
南房総市	39	25	14	-	1	10	19	9	-	120
鋸南町	7	5	2	-	1	3	2	1	-	14
管外・不明	2	-	2	-	-	1	1	-	-	2
相談	74	49	25	-	4	20	35	15	-	152
訪問	45	28	17	-	1	9	25	10	-	157

(注) 1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1, 訪問実数1, 計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(5)－ウ 電話・メール相談延件数 (単位：件)

種別	計	男性	女性	不明
電話	906	600	306	-
メール	-	-	-	-

表9－(5)－エ 相談の種別(延数) (単位：件)

種別 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	その他の相談
		関する 診療に すること	社会 復帰等	生活 支援	その 他の 相談	アル コール	覚 せい 剤	その 他の 中毒						
平成24年度	271	95	3	141	27	3	-	-	-	-	-	-	-	2
平成25年度	321	92	1	154	47	15	-	-	-	-	3	7	-	2
平成26年度	309	107	10	104	14	15	-	-	-	-	4	5	37	13
相談	計	152	56	5	52	6	12	-	-	-	4	3	4	10
	男	111	34	4	44	2	12	-	-	-	2	3	3	7
	女	41	22	1	8	4	-	-	-	-	2	-	1	3
訪問	計	157	51	5	52	8	3	-	-	-	-	2	33	3
	男	112	38	4	36	4	3	-	-	-	-	2	24	1
	女	45	13	1	16	4	-	-	-	-	-	-	9	2

表 9 - (5) - オ 援助の内容 (延数)

(単位 : 件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整	その他
平成24年度	271	54	22	117	5	30	36	7
平成25年度	321	53	46	161	1	20	27	13
平成26年度	311	41	40	126	7	17	79	1

(注) 援助内容は重複あり。

(6) 精神障害者社会復帰関係

表 9 - (6) - ア デイケアクラブ

実施日 (原則)	時間 (原則)	内容	場所
毎月 第2金曜日	9 : 30 ~ 15 : 00	精神障害者の社会参加に関する相談のほか、地域で生活する精神障害者の交流・グループ活動の場として調理や太極拳等のプログラムを実施	安房健康福祉センター 他 (安房保健所)
毎月 第4金曜日	13 : 00 ~ 15 : 00		
毎月 1回	不定	精神障害者の社会参加に関する相談のほか、地域で生活する精神障害者の交流・グループ活動の場として調理やクローカー等のプログラムを実施	鴨川地域保健センター 他

表 9 - (6) - イ デイケアクラブの活動状況

(単位 : 人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
平成24年度	45	85	50	35	419	271	148
平成25年度	33	87	50	37	352	221	131
平成26年度	32	116	65	51	364	244	120

(7) 地域精神保健福祉関係

表9-(7)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日数	参加人数	対象者等
精神保健福祉連絡協議会	1	38	関係機関職員、市町等
安房地域心の健康のつどい	1	499	一般住民、関係機関職員、市町等

表9-(7)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日数	受講者数		内 容
		実件数	延件数	
断酒学級	12	19	67	講義, アルコールミーティング
地域交流会	1	85	85	レクリエーション, 軽スポーツ

表9-(7)-ウ 組織育成

(単位：件)

種別	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	7	7	-	-

(8) 心神喪失者等医療観察法関係

表9-(8) 医療観察法に係る会議への参加

(単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	-	-	-

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、健康福祉センター（保健所）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10. 市町支援

市町保健事業(母子, 成人・老人, 栄養改善事業, 精神保健福祉)の充実を目的に支援を行った。

表10 市町への支援状況

(単位: 件)

項目 市町	会議・連絡会				技術的支援		
	会議名	回数	職種・人員	主なテーマ	事業名	回数	職種 人員
館山市	館山市保健推進協議会総会	1	保1	実績・計画	精神障害者 同行訪問	1	精1
	要保護児童対策地域協議会 「代表者会議」	1	医1	実績・計画			
	「実務者会議」	6	保11	事例検討			
	高齢者虐待防止ネットワーク 会議	1	栄1	実績・計画			
	精神障害者個別支援会議	1	精1	事例検討			
	館山市障害福祉計画等策定 委員会	3	精3	実績・計画			
鴨川市	食生活改善協議会総会	1	次1 栄2	実績・計画	精神障害者 同行訪問	4	保4 精3
	健康づくり推進協議会	1	医1 栄1	実績・計画			
	長狭学園学校保健体育委員会	1	保1	実績・計画			
	鴨川市虐待防止対策委員会	1	医1	実績・計画			
	「虐待防止啓発企画会議」	3	保3	実績・計画			
	「高齢者虐待防止ネットワー ク推進会議」	3	保3	実績・計画			
	「高齢者虐待防止評価会議」	8	保7 精5	事例検討			
	要保護児童対策地域協議会 「実務者会議」	4	保4	事例検討			
	「個別支援会議」	8	保9 精6	事例検討			
南房総市	保健推進員協議会総会	1	医1 栄1	実績・計画	精神障害者 同行訪問	18	精23
	嶺南中学校区学校保健委員会	1	栄1 保1	実績・計画			
	千倉中学校区学校保健委員会	1	保1	実績・計画			
	要保護児童対策地域協議会 「代表者会議」	1	保1	実績・計画			
	「実務者会議」	6	保6	事例検討			
	「個別支援会議」	4	精4	事例検討			
	精神障害者個別支援会議	1	精1	事例検討			
	南房総市障害福祉計画等策定 委員会	3	精3	実績・計画			
鋸南町	食生活改善協議会総会	1	医1 栄1	実績・計画	精神障害者 同行訪問	3	精3
	虐待防止ネットワーク協議会 実務者会議	4	保4 相4	事例検討			
	精神障害者個別支援会議	2	精2	事例検討			
	鋸南町障害福祉計画策定 委員会	1	精1	実績・計画			

(注) (医) 医師, (次) 次長, (栄) 管理栄養士, (保) 保健師, (精) 精神保健福祉相談員、(相) 家庭児童相談員

11. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行なっているほか、行政機関への協力者として活動している。

表11 民生委員・児童委員配置状況

(単位：人)

市 町	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児 童委員	計	男	女
平成26年度	344	306	34	340	149	191
館山市	109	98	10	108	39	69
鴨川市	78	69	8	77	34	43
南房総市	131	116	14	130	61	69
鋸南町	26	23	2	25	15	10

12. 児童福祉

(1) 児童扶養手当

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

ア 児童扶養手当受給者数

表12-(1)-ア 児童扶養手当受給者数

(単位：世帯)

市 町	受給者数	26年度受給資格認定件数
平成26年度	60	6
鋸南町	60	6

(受給者数=全額支給停止2を除く。)

イ 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表12-(1)-イ 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

	母 子 ・ 父 子 世 帯					その 他の 世帯	計	
	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	障害者 世帯			遺棄世帯
	離婚	その他						
平成26年度	54	-	3	2	-	1	-	60

(2) 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表12-(2) 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市 町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成26年度	148	32	21	46	48	1	-	79	69
館山市	63	9	11	15	28	-	-	24	39
鴨川市	38	10	7	11	9	1	-	22	16
南房総市	42	12	1	18	11	-	-	30	12
鋸南町	5	1	2	2	-	-	-	3	2

(受給者数=支給停止9人を除く。)

13. 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

表13 母子福祉資金貸付決定状況

(単位：千円)

市 町	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成26年度	-	-	11,264	-	-	-	-	-	-	177	590	-
館山市	-	-	1,920	-	-	-	-	-	-	177	-	-
鴨川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	590	-
鋸南町	-	-	9,344	-	-	-	-	-	-	-	-	-

14. 高齢者福祉

(1) 百歳高齢者に対する祝品等贈呈事業

百歳高齢者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表14-(1) 百歳高齢者

(単位：人)

区分 市 町	百歳高齢者	左の内訳	
		男	女
平成26年度	58	15	43
館山市	16	3	13
鴨川市	17	5	12
南房総市	23	7	16
鋸南町	2	-	2

(2) 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給（公的年金の支給月額が、4,700円に満たない場合は、その差額を支給）している。

表14-(2) 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給金額 (円)	支給実人員	支給総額 (円)
平成26年度	4,700/月	26人 (延233人)	1,142,200

15. 障害者福祉

(1) 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助金

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表15-(1) 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区 分 市 町	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数	補助金額(円)	件数	補助金額(円)
平成26年度	103	5,319,750	-	-
館山市	42	2,171,150	-	-
鴨川市	14	726,600	-	-
南房総市	37	1,903,000	-	-
鋸南町	10	519,000	-	-

(2) 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護等の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を行う地域相談員を委嘱している。

表15-(2) 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

市 町	委嘱人員	内 訳			男女別内訳	
		身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	その他 相談員	男	女
平成26年度	41	10	7	24	28	13
館山市	21	3	2	16	16	5
鴨川市	5	3	2	-	3	2
南房総市	11	3	2	6	8	3
鋸南町	4	1	1	2	1	3

(3) 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者に給付する日常生活用具の取付けに必要な経費を助成している。

表15-(3) 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市 町	件数	内容	補助金 (円)
平成26年度	2		33,053
館山市	1	移動・移乗支援用具	13,500
南房総市	1	移動・移乗支援用具	19,553

(4) 広域専門指導員による相談

誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための条例の制定に伴い、健康福祉センター内に専用電話を設け広域専門指導員が相談に応じ、併せて条例周知や啓発活動を行っている。

表15-(4) 広域専門指導員による相談件数

年度	相談実数	相談延数
平成26年度	25	76

16. 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者の相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表16 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			書面提出件数	通報件数
	総数	うちDV	内閣府報告分	総数	うちDV	内閣府報告分	総数	うちDV	内閣府報告分		
平成24年度	86	80	64	18	16	15	68	64	49	3	-
平成25年度	98	91	62	30	28	27	68	63	35	-	-
平成26年度	70	58	43	25	23	20	45	35	23	-	-

17. 戦傷病者・戦没者遺族の援護

戦傷病者相談員1名、戦没者遺族相談員4名を委嘱し、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を行っている。

表17 市町別戦傷病者数

(単位:人)

平成26年度 戦傷病者の数	31
館山市	4
鴨川市	9
南房総市	14
鋸南町	4

18. 児童手当事務監査

市町の児童手当(子ども手当)事務の円滑かつ的確な実施を確保するため、児童手当事務指導監査要綱に基づき監査を実施した。

表18 児童手当事務監査状況

市 町	実施月
館山市	平成27年1月
鋸南町	平成27年1月

(注) 隔年実施

19. 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターの活動をサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表19 中核地域生活支援センター連絡調整会議等実施状況

開催日	場所	内容
偶数月の第1木曜日	関係福祉施設等の会議室	障害者部会(開催6回)
平成27年2月1日	館山市コミュニティセンター	児童部会
平成26年7月以降	高齢者福祉相談機関等の会議室	高齢者部会(開催5回)
平成27年2月12日	館山市コミュニティセンター	中核地域生活支援センター連絡調整会議
構成団体・機関	民生委員, 当事者団体, 福祉関係施設, 市町社会福祉協議会, 市町, 関係県機関等	団体代表・職員等

20. 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条に規定する「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助で、要保護者の必要に応じた扶助が受けられる。制度上自立助長を目的としているため生活、療養、就労等の助言指導を受けることとなる。

当センターでは、管内の鋸南町を管轄とし生活保護事業を実施している。

平成27年3月現在、鋸南町の人口は8,451人で、生活保護受給者は72世帯82名、生活保護率は9.70%である。

平成26年度に保護を開始した9世帯の理由別は、高齢による収入減が6世帯(66.67%)であり、世帯主・員の解雇失業が1世帯(11.11%)、世帯主・員の傷病が1世帯(11.11%)、収入・仕送り・貯金等の減少が1世帯(11.11%)である。また、保護を廃止した5世帯の理由別は、死亡が3世帯(60.0%)、稼働収入・社会保障増が2世帯(40.0%)である。

被保護世帯を類型別に見ると、高齢者世帯が46世帯(63.9%)、傷病・障害者世帯が16世帯(22.2%)、母子世帯が1世帯(1.4%)、その他の世帯が9世帯(12.5%)となっている。また、被保護世帯の88%(63世帯)は単身者世帯であり、特に一人暮らしの高齢者世帯が60%(43世帯)を占めている。

被保護世帯等への訪問調査及び指導援助等は、鋸南町、民生委員等と連携して、103日、延べ404回実施した。また、生活困窮者等の実態把握等情報収集に努め早期に対応を図っている。

表20- (1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

年月	管内人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)
平成25年3月	8,873	70	84	9.47
平成26年3月	8,673	69	82	9.45
平成27年3月	8,451	72	82	9.70

※平成25年3月及び平成26年3月の管内人口と保護率に誤りがあったため、修正した。

表 20 - (2) 保護の種類別人員の推移

(単位：人)

年 月	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助
平成 25 年 3 月	71	34	5	73	23
平成 26 年 3 月	68	35	5	68	22
平成 27 年 3 月	62	29	1	63	30

表 20 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問基準の状況

	被 保 護 世 帯 (実 数)	実施体制					訪 問 基 準 の 状 況						
		査察指導員		現 業 員			1 ヶ 月 毎	2 ヶ 月 毎	3 ヶ 月 毎	4 ヶ 月 毎	6 ヶ 月 毎	1 年 毎	計
		標 準 数	現 員 数	標 準 数	専 任 面 接 員	地 区 担 当 員							
							世帯	人	人	人	人	人	件 (%)
平成 26 年 4 月 1 日	69	1	1	1	-	1	18 (26.1)	7 (10.2)	35 (50.7)	- (0.0)	1 (1.4)	8 (11.6)	69 (100)

表 20 - (4) 訪問活動の状況

	訪問延件数		訪問延日数		延 過 地 去 区 1 担 年 当 間 員 の 数	月間訪問実績	
	計 画 件	実 績 件	計 画 日	実 績 日		訪 問 件 数	訪 問 日 数
	件	件	日	日		人	件
平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	375	404	108	103	12	34	8.6